

### 3 取引記録の内部承認手続きについて

家畜防疫互助基金補助事業特別会計での収支について、未収金、未払金等の決算振替処理、他会計との取引では「収支伺い」に証憑が添付されていないものが散見される。

(現状及び問題点)

同特別会計での収支について、特に未収金、未払金等の決算振替処理、他会計との取引では「収支伺い」に証憑が添付されていないものが散見される。

証憑添付がなければ内部の承認手続きが正当に行なわれていないということである。このように内部統制組織に不備があると会計の信頼性が損なわれることになり、これらの取引は多額にのぼることから、重大な問題が発生する可能性が潜在していることになる。

(改善策)

「収支伺い」は畜産協会の会計処理に関する基本伝票であり、証憑添付は内部承認手続きを得る上で欠くことのできないものである。内部取引の場合でも、その具体的な理由、金額算出の根拠などを証憑として添付することが必須である。

### 4 実態のない経費を未払金として計上する会計処理について

平成 14 年度において予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上し、その後平成 15 年度に一般会計に入金して収入として計上しているが、このような会計行為は問題である。

(現状及び問題点)

平成 15 年度(平成 15 年 7 月 25 日)一般会計繰入金収入の中に、1,306 千円の受入収入が計上されている。これは平成 14 年度において予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上し、その後平成 15 年度になって未払金を支払うような形で預金を引き出し、一般会計に入金して収入として計上したものである。

平成 14 年度において未払金に計上した「収支伺い」は証憑を未添付のまま内部承認されており、平成 15 年度の受入収入についても同様である。

(改善策)

予算の金額を合わせるために実態のない経費を未払金に計上するような会計行為は問題である。

## 5 計算書類の誤りについて(共通)

計算書類の作成手続に整合性がない。決算繰越額及び計算書類相互間が不一致であり、計算書類が誤って作成されている。

(現状及び問題点)

### (1) 決算繰越額の不突合について

収支計算書総括表の繰越収支差額について

前年度の次期繰越収支差額と当年度の前期繰越収支差額は本来一致するものであるが、年度間で以下の差異が発生している。(単位：千円)

年度	科目	決算額	差異	
平成 13 年度	次期繰越収支差額	235,222		
平成 14 年度	前期繰越収支差額	103,632	131,590	注 1
	当期収支差額	259,891		
	次期繰越収支差額	363,523		
平成 15 年度	前期繰越収支差額	317,261	46,262	注 2
	当期収支差額	287,431		
	次期繰越収支差額	29,830		

注 1： 131,590 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 家畜衛生運営基盤強化基金( 120,130 千円)について、基金造成のため前期繰越収支差額から基金に直接振り替えた。
- ・ 酪農ヘルパー利用拡大推進事業(295 千円)について、平成 13 年度決算で事業費/未払金の重複計上があったが、前期繰越収支差額を直接修正した。
- ・ 一般会計他( 11,755 千円)について、平成 13 年度決算で内部取引消去の誤りがあり、前期繰越収支差額を直接修正した。

注 2： 46,262 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 家畜衛生対策事業( 63,802 千円)について、特別会計事業が終了し、一般会計に振り替えたが前期繰越収支差額から直接振り替えた。
- ・ 畜産ヘルパー運営事業他( 14,700 千円) ...同上
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度運営特別基金(2,656 千円)について、平成 15 年度基金協会と統合し受入れた収支差額を前期繰越収支差額で直接増額した。
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度・事業実施(29,573 千円) ...同上
- ・ 群馬県畜産物価格安定推進事業・事業実施(10 千円) ...同上

上記内容はすべて前期繰越収支差額を直接修正すべきではなく、当期収支差額の増減内容の取引に該当するものであり、正しくは以下のとおりになる。

(単位：千円)

年 度	決算上当期収支差額	修正額	修正後
平成 14 年度	259,891	131,590	128,301
平成 15 年度	287,431	46,262	333,693

正味財産増減計算書総括表の期末正味財産について

期末正味財産につき、年度間で以下の差異が発生している。(単位：千円)

年 度	科 目	決算額	差 異
平成 13 年度	期 末 正 味 財 産	280,380	
平成 14 年度	前期繰越正味財産	250,920	29,460 注 3
	当期正味財産増減額	131,149	
	期 末 正 味 財 産	265,862	
平成 15 年度	前期繰越正味財産	397,359	131,497 注 4
	当期正味財産増減額	102,747	
	期 末 正 味 財 産	500,107	

注 3： 29,460 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 酪農ヘルパー利用拡大推進事業(295 千円)については、繰越収支差額の差額に記載した内容と同一である。
- ・ 一般会計他( 11,755 千円) ... 同上
- ・ 畜産ヘルパー運営事業( 18,000 千円)については、計算書総括表の記載誤り(19,701 千円とすべきところ 1,701 千円と誤記入)がそのまま合計されてしまったが、縦横の検算をしていないため発見されなかった。

注 4： 131,497 千円の差異原因は以下のとおりである。

- ・ 家畜衛生対策事業( 63,802 千円)については、繰越収支差額の差額に記載した内容と同一である。
- ・ 畜産ヘルパー運営事業他( 19,700 千円) ... 同上
- ・ 家畜衛生運営基盤強化基金( 35,000 千円)については、基金の内容を見直し、基本金と基金に判別したが前期繰越正味財産から直接基金に振替えた。
- ・ 酪農ヘルパー事業円滑化対策基金(250,000 千円) ... 同上

上記内容はすべて前期繰越正味財産を直接修正すべきではなく、当期正味財産増減内容の取引に該当するものであり、正しくは以下のとおりになる。

(単位：千円)

年 度	決算上当期正味財産増減額	修正額	修正後
平成 14 年度	131,149	29,460	101,689
平成 15 年度	102,747	131,497	234,244

## (2) 計算書類相互間の不一致について

各計算書類総括表の項目につき以下の不一致が発生している。(単位：千円)

年 度	計算書類	科 目	決算額	差 異
平成 13 年度	収 支 計 算 書	当期収支差額	94,142	
	正味財産増減計算書	当期収支差額	91,582	2,560
	正味財産増減計算書	期末正味財産	280,380	
平成 14 年度	貸 借 対 照 表	期末正味財産	268,624	11,756
	収 支 計 算 書	当期収支差額	259,891	
	正味財産増減計算書	当期収支差額	56,363	316,254
平成 15 年度	正味財産増減計算書	期末正味財産	265,862	
	貸 借 対 照 表	期末正味財産	265,862	0
	収 支 計 算 書	当期収支差額	287,431	
平成 14 年度	正味財産増減計算書	当期収支差額	287,431	0
	正味財産増減計算書	期末正味財産	500,107	
	貸 借 対 照 表	期末正味財産	500,107	0

特に平成 14 年度正味財産増減計算書総括表の誤りが著しく、他の資料から類推して作成しなおした計算書を以下に表示する。(単位：千円)

科 目	決算済計算書	修正後計算書	差 額
増加の部			
当期収支差額	0	259,891	259,891
資産増加額	1,316,731	1,059,131	257,601
負債減少額	12,712	12,712	0
増加額合計	1,393,490	1,331,735	61,755
減少の部			
当期収支差額	56,363	0	56,363
資産減少額	858,550	853,159	5,392
負債増加額	481,633	481,633	0
減少額合計	1,396,547	1,334,792	61,755
当期正味財産増減額	131,149	3,057	134,207
前期繰越正味財産額	250,920	250,920	0
期末正味財産合計額	265,862	247,863	18,000

補足事項...平成 14 年度総括表は縦横の検算もしていないので合計額も合わない。

計算書類の決算繰越額（繰越収支差額及び繰越正味財産額）及び計算書類相互間が不突合という誤り及び計算書類の検算もされていない状況は計算書類作成事務の基本的誤

りという他なく、事務執行上問題である。

また、上記の結果当期収支差額と当期正味財産増減額が各々1億円以上誤って表示されている状態は、計算書類が正しく作成されているとは言えず会計責任を果たしていない。

畜産協会の経理会計規程第1条には、「会計処理は法令・本会定款および公益法人会計基準に基づく」とあるが、上記処理は公益法人会計基準に準拠しているとは言い難い。

(改善策)

適正な会計事務及び決算事務の執行が必要であり、平成15年度においては改善努力の状況も見られるが、現在の処理は抜本的に改善しなければならない。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

## 6 計算書類における内部取引項目の整合性について(共通)

計算書類総括表における内部取引項目の整合性がない。

(現状及び問題点)

計算書類総括表における内部取引科目の表示は以下のとおりである。(単位:千円)

計算書類	区 分	科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
収支計算書	総 合 計 欄	繰入金収入	0	94,221	127,906
	総 合 計 欄	繰入金支出	0	81,703	43,148
	内部取引消去欄	繰入金収入	500	なし	なし
	内部取引消去欄	繰入金支出	12,255	なし	なし
正味財産	内部取引消去欄	増加額合計	30,016	なし	なし
増減計算書	内部取引消去欄	減少額合計	41,771	なし	なし
	内部取引消去欄	当期増減額	11,755	なし	なし
	内部取引消去欄	期末正味財産	11,755	なし	なし

平成13年度までは内部取引消去欄を設けていたが、その後は開示していない。

収支計算書について繰入金収入及び繰入金支出の額が各年度合致していない。

正味財産増減計算書について平成13年度は増加額と減少額の額が合致していない。

また平成14年度以降は開示がないため不明である。

(改善策)

内部取引項目が不突合という誤りについては事務執行上問題である。適正な会計事務及び決算事務の執行が必要であり、現在の処理は抜本的に改善する必要がある。

(参照 共通監査結果の項1-14頁)

## 7 特別会計の閉鎖手続きについて

特別会計の閉鎖手続きに改善すべき点が見られた。

(現状及び問題点)

畜産協会の特別会計については畜産協会経理会計規程第11条で「この会の会計は、一般会計及び特別会計に区分して行うものとし、会計単位は次のとおりとする。(1)一般会計(2)事業基金特別会計(3)その他の特別会計」と定められている。

畜産協会の特別会計はすべて(2)の事業基金特別会計であり、国や地方公共団体からの補助金等を受ける場合の補助金事業等に該当する。

畜産協会の過去3年度の特別会計の設定については以下のとおりになっている。

特別会計の名称	平13	平14	平15
家畜衛生事業運営基盤強化基金			
地域肉用牛肥育経営安定対策事業			
肉用牛肥育経営安定対策事業			
家畜生産農場清浄化支援対策事業			
家畜防疫互助基金補助事業			
馬自衛防疫体制確立推進事業			
家畜生産衛生向上対策事業			
ヘルパー運営事業			
酪農ヘルパー事業円滑化対策基金			
畜産経営活性化基金			
家畜衛生対策事業			
死亡牛輸送費預り金会計			
肉用子牛生産者補給金制度運営特別基金(1)(2)及び業務運営基金			
肉用子牛生産者補給金制度・事業実施特別会計			
群馬県畜産物価格安定推進業務運営基金			
群馬県畜産物価格安定推進事業・事業実施特別会計			

は閉鎖年度の計算書類に特別会計として表示され正しく閉鎖されたもの。

は閉鎖年度の計算書類に開示がなく、前年度まであった特別会計が突然消失してしまったもの。会計的には前述したように前期繰越額で金額を合わせている。

(改善策)

特別会計閉鎖については、理事会・総会にて口頭説明し了承を得ているとのことであるが、手続きとしては決算を実施して余剰金を確定し、その余剰金を理事会または総会の承認を経て一般会計に繰り入れることが必要である。残高がゼロになっても当期の増減があるのだから特別会計として計算書類に表示しなければならない。

## 意見

### (事業実施のための事務について)

#### 1 群馬県畜産振興事業補助金の実質的な補助目的について

同補助金は畜産ヘルパーの人材確保が最大の目的とされているが、補助目的に対応する固有の事業を具体化した実施計画、実績報告を明確にする必要がある。

##### (現状及び問題点)

群馬県畜産振興事業補助金 4,373 千円は、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱別表 1 - に基づいて、経営技術支援事業・畜産ヘルパー事業を実施するのに要する経費を補助するものとされている。うち経営技術支援事業部分については、地方競馬全国協会からの畜産振興補助事業補助金と一体として位置づけられている。事業実績総括表の事業目的には「各種事業の補完的な事業とし本事業を活用し、安定的に人材を確保することにより」「酪農畜産ヘルパー事業の円滑な運営に必要な人材を確保する」とあり、人材確保が最大の目的とされている。

群馬県補助金に関する事業実施計画書における事業費には積算明細がなく、実績報告も同様であった。群馬県・畜産協会双方が、この補助金を実質的に経営支援部の人件費補助として認識していると考えられる。

##### (改善策)

地方競馬全国協会、群馬県ともこの補助金を年々縮減する方向にあり、補助目的に対応する固有の事業を具体化した実施計画、実績報告を明確にする必要がある。

#### 2 酪農ヘルパー組織運営体制強化事業補助金の使途について

同補助金の使用目的は利用組合の組織運営体制強化にあるが、現在の配分方法では組織率(加入率)アップへのインセンティブに乏しい。

##### (現状及び問題点)

酪農ヘルパー制度は毎日の搾乳労働が必須の酪農経営を安定的に継続するため、突発的事故の発生や休日の確保に備え、農家に代わって家畜の管理を行う者を必要とすることから制度化された。

農協又は酪農協単位で組織されたヘルパー利用組合 14 組合に加入する組合員農家は平成 14 年 4 月現在 676 戸、未加入が 383 戸ある。平成 14 年度の利用組合ごとの加入率には 22%から 82%までかなりの差がある。

この補助金 12 百万円の全額が加入戸数、月平均利用戸数、未加入戸数にそれぞれ 60%、30%、10%のウエイトを付して各利用組合に配分交付されている。

この補助金と同じく酪農ヘルパー全国協会から交付される酪農ヘルパー利用拡大事業



補助金がヘルパー利用率及び利用率アップに重点を置くのに対して、この補助金の使用目的が組織運営体制強化にあるとすれば、組織率(加入率)改善に重点を置くべきと考えられる。現在の上記配分方法では、加入率アップへのインセンティブに乏しい。

(改善策)

各利用組合への配分方法を、例えば利用戸数配分を減らし加入率配分を設けるなど加入率を高める方向での配分方法に変更する。

### 3 酪農ヘルパー利用拡大事業補助金中の受託金について

同補助金のうちに、委託契約書に基づく受託金が含まれていた。

(現状及び問題点)

社団法人酪農ヘルパー全国協会からの補助金のうちに、委託契約書に基づく受託金が含まれていた。

収支計算書上、受託金収入・受託事業費とすべきものが補助金収入・補助事業費に含まれていることになる。

(改善策)

収入の相手先が同一であっても、補助金と受託金は峻別するよう徹底する。

### 4 畜産経営活性化基金の補助金について

同補助金について、畜産ヘルパーの出役活動が休日以外であることについて改善することが望まれる。

(現状及び問題点)

畜産経営活性化補助金は、同基金特別会計から一般会計に1,570千円が繰入れられ、同額が自主財源事業費の補助金として6つの畜産ヘルパー利用組合に支出されている。

目的は畜産農家の要請により畜産農家が休日を確保するため、畜産農家へ派遣するヘルパーへの補助とするためである。具体的に補助金が支給されている組合は群馬県内の6つのヘルパー利用組合である。補助金の金額は、当該年度の出動要請回数を記録した「畜産ヘルパー活動月報」に基づき、ポイントにより計算しているが、6組合への補助金支給額は平成14年度とほぼ同額である。以下その比較表である。

組 合 名	平成14年度		平成15年度		差 額	
	ポイント	金額	ポイント	金額	ポイント	金額
	回	千円	回	千円	回	千円
A 畜産ヘルパー組合	947.0	473	925.5	462	21.5	11
B 畜産ヘルパー組合	226.0	113	208.5	104	17.5	9



C 畜産ヘルパー組合	505.0	252	547.0	273	42.0	21
D 畜産ヘルパー組合	359.0	179	558.5	279	199.5	100
E 畜産ヘルパー組合	854.0	427	873.5	436	19.5	9
F 畜産ヘルパー組合	67.5	33	28.5	14	39.0	19
合計	2,958.5	1,479	3,141.5	1,570	183.0	91

その内容につき以下の問題点がある。

畜産ヘルパーの出役活動が休日以外であること。

群馬県畜産経営活性化対策事業実施要領では、「本事業は、畜産経営に付随する周年拘束性の軽減を図るため、酪農を除く育牛、養豚、養鶏の各畜産農家に対する休日確保等のためのヘルパー出役体制を確立して、本県の畜産経営の安定かつ継続的発展と経営者の育成、定着化に資することを目的とする。」と規定している。

しかし、「平成 15 年度畜産ヘルパー出役活動交付金明細書」を見ると、休日にヘルパーの出勤の要請を受けたのは F 畜産ヘルパー利用組合のわずかに 1 度(6 回)、金額は 3 千円である。休日以外の出役回数は 3,135 回、金額にして 1,567 千円である。

(改善策)

酪農は毎日搾乳を欠かすことが出来ないことにより、休日を確保するためにヘルパー制度を造設することに意味があるが、畜産経営については、機械化がかなり進んでおり休日が比較的取りやすいとのことである。畜産農家の休日確保という基金の目的との合致性を検討する必要がある。

## 5 家畜衛生対策運営基盤強化事業助成金について

同助成金について、改善すべき点が見受けられた。

(現状及び問題点)

家畜衛生対策運営基盤強化事業助成金の目的は、県内に 5 つある防疫団体連合会に対して、イ．自衛防疫団体の活動を支援、指導するために要する経費、ロ．連合会の活動に要する経費に必要な額を助成するものとのことである。畜産協会は、この助成金に対して防疫団体連合会から年度末に近いところで事業実績報告書を入手している。その内容につき以下の問題点がある。

(1) 実績報告書に領収書が添付されていないものがある。

中部地区畜産自衛防疫団体連合会の平成 15 年度事業実績報告書を閲覧したが、助成金についての実績報告書は入手しているものの、これを疎明する領収書等が添付されていない。実績報告書は内部で作成する資料であり外部からの証憑を以てはじめて有効といえる。